

児童手当

児童手当等は、9歳到達後最初の3月末までの間にある児童を養育している人に支給されます。ただし、所得制限が設けられているため、所得が一定額以上の場合、児童手当等は支給されません。詳細は役所にお問い合わせください。

札幌市子育てガイド http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/L2_04.html

児童手当等は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。出生届を提出したらその足で印鑑、預金通帳等を持って手続きに行きましょう。

児童手当「認定請求書」を提出しないと、児童手当等は受けられません。

申請に必要なもの

健康保険被保険者証もしくは写し(厚生年金加入など証明書)

所得証明書(源泉徴収票)

申請者名義の預金通帳

印鑑

申請場所

区役所の児童手当金を担当する窓口で申請用紙に記入し提出しましょう。

問い合わせ先 各区役所保険福祉課